

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の質問を許します。御登壇願います。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 改めておはようございます。創生会の東梅康悦でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

今回、改選後初の一般質問となります。また、質問内容3つは日常生活に身近なものでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目でございますが、大槌川、小槌川河川内の立木の伐採についてお尋ねいたします。

近年、大雨等により河川の決壊や氾濫などにより、全国各地で大きな災害が発生しております。当町においても記憶に新しいところでは平成29年8月末、台風10号の大雨により被害が発生しました。県管理の両河川ではありますが、適正な対策をとることで被害の発生リスクを軽減することが可能と考えます。堆積土砂の除去は既に計画されていますが、あわせて河川内の立木の適正な伐採を実施し、流域に住む人々の安全・安心確保に努めること、また湾内に流れ出る流木を減らし、漁業者の経営に支障が及ばないようにするためにも両河川の立木の適正な伐採を早急に行うべきと考えております。

県に対し強く働きかけ、場合によっては町が積極的に関与すべきと考えますが、見解を伺います。

2点目といたしまして、高齢ドライバーの免許返納対策についてお尋ねいたします。

全国的に高齢ドライバーによる交通事故がニュース等でも大きく取り上げられ、結果として近年、免許を自主返納する高齢者が増加しております。当町におきましても同じ傾向にあると推察いたしております。

高齢者がなぜ免許の返納をためらうのかを考えたとき、お一人お一人、それぞれの理由はあるとは思いますが、現状の日常生活の中でどうしても車が必要不可欠であることが一番の要因と考えます。町の中心地から離れたところに住む人ほど喫緊の大きな課題

となりつつあります。通院、買い物、用足しなど、日々の生活があるとき行政としてどのようにこの社会の課題を捉え対応を考えるのか伺います。

3つ目といたしまして、防犯灯、街路灯についてお尋ねいたします。

復興まちづくりにより土地区画整理地内、防集団地地内を含む町内の各地域に防犯灯、街路灯が設置され、住民の日常生活に大きな安心感を与えております。震災後は住宅再建も町内各地で行われており、防犯灯、街路灯へのニーズの高まりにどのように対応しているのか伺います。

また、仮設住宅団地を結ぶ町道には、今まで防犯灯、街路灯が充実しておりましたが、仮設住宅解体に伴いどのように考えているのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、大槌川、小槌川河川内の立木の伐採についてお答えいたします。

両河川につきましては、県事業により堆積土砂の除去が実施され、あわせて立木の伐採も実施していただいているところであります。

堆積土砂の除去を行わない箇所につきましては、立木伐採の計画もありませんので、今後県との協議及び町独自の現地調査の実施等を実施してまいります。

次に、高齢ドライバーの免許返納対策についてお答えをいたします。

町では65歳以上を対象としたアンケートを隔年で実施し、日常の移動手段など、現状把握に努めているところであります。アンケート調査の結果に応じて必要な方には面談等を通じて買い物支援サービスのあんしん助っ人便や介護支援の一環でヘルパーが代行する制度を紹介するなど、きめ細かに相談に応じているところであります。

また、町民バスの運行については、現在2路線、25便で運行しており、今後は町の予算規模に見合った範囲で運行していく必要があると考えております。そのためにも持続可能な公共交通を維持し、かつ町民にとって利便性の高いダイヤや経路で運行していくことを引き続き検討を進めてまいります。

今後につきましても免許返納希望者等が自家用車の生活から公共交通を上手に利用する生活にスムーズに移行できるよう支援策の検討を進めてまいります。

次に、防犯灯、街路灯についてお答えをいたします。

まず、防犯灯につきましては、夜間の犯罪防止及び安全確保を目的として大槌町防犯

灯設置及び維持管理要綱に基づき自治会等から申請書を提出いただき、現地調査等を行った上で防犯灯の設置の決定をしているところであります。

防犯灯については、設置や負担区分等に基準を設けており、今後につきましても町民の日常生活に安心感を与えるため住宅再建に伴う新たな要望等に対しても柔軟に対応してまいります。

また、街路灯の設置が必要な場所につきましては、精査検討の上、順次整備をしております。また、地域から街路灯設置の要望がある場合には、箇所ごとに現地確認を行った上で設置の有無を判断するように対応しているところであります。

仮設住宅周辺の街路灯につきましては、東北電力所有の電柱及びN T T東日本所有の電柱へ街路灯を添架しているため、仮設住宅解体に伴う周辺の電柱の利用計画を確認し、街路灯の存続について検討をしております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、3つの項目につきまして、何点かずつ再質問をさせていただきます。順番に行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、河川の立木の伐採についてであります。確かに県管理の両河川でありますので、答弁も難しい面、そしてまた県への遠慮などなどがあり、難しい答弁になるかと思いますが、まず課題の共有ということで、ここにいる方々、またテレビを見ている方々にとっても共有というところで議論していきたいと思っておりますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

そこでですが、まず、この岩手県の川づくりというところをまず調べました。それぞれ理念等があるようです。3つの。「い・わ・て」と「い」から始まるもの、「わ」から始まるもの、「て」から始まるものがあります。その中でこの理念の中にはさまざまな川の役割、そしてまた人とのかかわりなどが書かれております。そこで私は今回その中でも災害に強い川というところで絞って質問させていただきたいと思っております。

まず、大雨時に水かさも増して、そしてまた流れも速度も速くなる、それをいかにして安全に海のほうに流下させるかということをもまず素人ながらでも考えるわけです。そうした場合、やはりスムーズに流れない原因、これを除去していかなければならない。これは誰しもがそう思うわけでございます。そのためにも私が訴える河川内の立木の適正な伐採が必要なのではないかと考えているんですが、答弁によると、県との協議の上、町独自で調査を行うということで、踏み込んだ答弁をいただいておりますが、今の時点

で担当課の方が例えば今大雨があつて、現況下の立木の状況の中でどのようなまず問題が生じるのか、その辺どのように認識しているのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 河川区域内の立木については、昔はかなり厳しかったんですけども、流れを阻害するというので、今言ったように流速が遅くなると、その分滞留して水かさが増すという中で言えば、立木というのはできるだけ、昔はもうとにかく切れと、立木はだめですよと、ただ、近年はいろいろ桜とか、そういう景観的なものもあつたりして、ある程度は許されるようになってきたというのが現状で、実際はそれが洪水時は流れを阻害するというところは認識してございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） たけている課長が、立木があるとまず流れに支障が及ぶというところで、まず立木はまず適正な伐採ということはまず担当課としても思っていることは答弁からわかりました。その中で、私も今課長が言われたとおり、以前は河川内の立木というのはなかなか厳しいところがあったんですが、つい先日も地区の関係で立木の伐採の件を県の担当課にお願いして実施していただきました。確かに以前と比べては県の対応も柔軟になってきております。できれば県にとってもさまざまな地域活動なんかで適正な伐採業務を地区でやってもらえたらなというような期待感も持っているように私は県の担当者とのやりとりの中で感じております。その中で、担当課においても県との密接な関係の中でさまざまな打ち合わせ等も行っているとは思いますが、例えば両河川の中で県との協議が例えば定期的に行われ、現状の中の情報共有というのがなされているのかどうか。災害があつたときまず突発的にやるのではなく、やはり定期的な中で情報交換しながら県の担当者もまた町の担当者も情報共有することが必要という考えの中からそういう質問をさせていただきます。まず情報共有、定期的になされているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 年度当初に釜石振興局の土木部長が役場のほうに来まして、今年度の予算説明というのをしております。また、近年は国土強靱化という部分の枠で河川の埋積土砂の撤去であるとか、そういった予算が別枠でついていますので、そういった説明もしております。また、洪水時の災害調査等はお互いに災害を見て、

報告し合うというような形では情報共有してございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まず、年度初めに県の管理職が来て情報交換しているという説明でございました。その中で新聞なんかでも河川等の堆積除去なんかは掲載されております。ただ、それが全部なのかどうかというところもまず私たちも知らなければいけないので、ここでまず確認の意味でお尋ねしますが、現在担当課が情報として持っている両河川の堆積除去の関係、あるいは立木の伐採関係などなどがあるのであれば、ここでまず御説明していただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 大槌川、小釜川ともに今の小釜橋から上流部分の堆積土砂の除去とあとは今、大槌橋から下のほうの下流側の堆積土砂の除去ということは今年度事業枠として行っているという説明を受けてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。まず1回に全てのところをできるわけではございませんので、計画的に県にはやっていただきたい。そのために町も的確に両河川の状況を把握した中で、要望等を通じた中で早期の実現を図っていただきたいと思います。

この河川を見ていると、確かに部分的にはきちんと適正な伐採が行われ、向こう岸が見えるようなところもありますし、河川内が林化になって向こう岸が見えないという状況になっているところも多々あります。近年は野生動物のねぐらになったり、このごろでは野生の熊が居座って、河川内に実った桑の実を長期間にわたって食べたと、動かないと、そうすることによって近隣住民にはやはり相手が熊ですので、そういう怖い思いもしています。ですので、河川内の林化というのがやっぱり問題になってくるわけではございます。確かにそういうところもありますので、ぜひ考えていただきたいと。

その中で、私も議員になって何回か大雨があり、そしてまた流木が湾内のほうに流れ出ております。そうした場合、やはり漁業者にとっては船の運行であったり、あるいは養殖棚が例えば痛んだりというような被害が発生するわけですよ。ですので、漁業者にとっても上流側の木の存在というのは、なかなか気になるわけではございます。そんな中でさまざまな流木の漁業者にとっての厄介者を担当課としてどういうふう認識していて、対応をとっているのかというところを産業振興部門のほうからお尋ねしたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

流木に関しましては、非常に憂慮されるところでございまして、先日も県の水産部とこの流木問題に関しましては協議いたしております。対処方法につきましては、漁港内につきましては県が回収し焼却すると、漁港外のほうに関しましては養殖棚等に付着したもの等に関しましては、あくまでも漁協や漁業従事者が回収しということでございます。それが大きな負担となっておりますので、今回の今、既存である補助メニューを要綱改正いたしまして、その処理に関しましては助成する予定でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今、担当課長から答弁があったように、震災から復興を目指している漁業者にとってやっぱり予期せぬ大雨による邪魔者扱いの流木がそういうふうに支障を及ぼすということをまず皆さんわかっていると思うので、そういう意味からもやはり立木、あるいは河川内に朽ち果てて転がっているような木、そういうものはやはり除去していただきたいというお願いでございます。

その県の管理ということで、答弁のほうもなかなかしづらいということも先ほど申し上げましたし、また余計なことを言ったらもしかしたら県のほうにちょっと言われるかもしれないというところで答弁もなかなか気を使っているのはわかるんですが、確かに震災後、特にそうなんですが、河川の流域に住宅再建が多くなされていますよね。ということは、何かあった場合、深刻な物的被害、あるいはもしかしたら人的被害もあるかもしれないということでやっぱり河川の管理というのは、地区住民にとっては深刻な問題になっているんですね。ですので、その辺をしっかりと認識していただきたいと、していると思いますが、やはりやっていただきたいなと思います。やはり県の管轄、確かに同じ1本の川ではございますが、あるところを境にして町が準用河川というところで両河川受け持つことになってはいますが、それはそれといたしましてもやはり2つの川、始まり水源がまず大槌町にあり、そしてまた大槌湾に流れ出るという町独自の川であるわけですから、やはりその辺は幾ら県の担当とはいえ、やはり住民にとっては何かあったときやはりよりどころにするのは、一番近いところにいる担当課なんですよ。ですので、やはりそのことにつきましてはしっかりと取り組んでいただきたい。そしてまた、答弁のとおり、早期に実施して要望したいということでございますので、早目に状況を確認した中で適正な伐採につなげていってほしい。やはりこれには担当課の

強い折衝も必要かと思うんですが、やっぱり議長、町長を初めとする行政のトップがやはりいろいろ県要望というところでたくさんの項目を挙げて要望していますが、このこともぜひ取り組んでいただきたいと思うんですね。町長、このことについて、まず今私のやりとり聞いていた中でどのようなお考えをお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 答弁でもお話ししたとおり、独自での現地調査等も実施しながらということになりますので、時あるごとに県のほうには要望してまいりたいと思います。直接本庁もありますけれども、振興局ともよく会う機会がございますから、時々しっかりとその件につきましては要望、あとは陳情等していければなと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 町長から今答弁をいただきましたが、このことについては、数ある要望事項の中でもわりかし難易度が低い、私は要望だと思うんです。確かに冒頭申し上げましたが、防災という点、人間という立場の点から私たちの生活ということ考えた中で、この対川ということで私はこのような質問をさせてもらっています。確かに川というのは人それぞれ使い方がるものですから、一概に難しい面があると思うんですが、やはり人々の安全の確保、安心の向上ということを考えれば一番だと思うので、さまざまな川にかかわるいろいろあると思うんですが、その辺はまずしっかりと取り組んだ中で地域住民、流域住民のことを考えた中でぜひこのことについては取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

続きまして、ドライバーの免許返納ということでお尋ねいたしますが、やはり私前段申し上げました立木の問題もこれは県がかかわっていることですので、町独自でもなかなかこうやる、ああやるというのがまず言えないところもあります。このドライバーの免許返納、高齢者のドライバーの免許返納につきましても町単独でどうのこうのという問題ではないんですね。これはやっぱり全国的な社会問題であるから、やっぱり国が、あるいは警察などが連携してこれをやっていかなければならない。その中で太い部分は国やそういうところにお任せして、手の届かないようなところ、独自のものを町独自でやっていかなければいけないのかなと思います。確かにこういう高齢ドライバーの事故というところで、そういうことがあったのか、ないのかはちょっとあれなんですけど、このごろでは75歳以上の方々が免許を更新する際は、何か講習予備検査たるもの

があると、ですので、これもやはり事故対策、高齢者の運転者対策の一環として国等がやっているのかなというふうに認識しております。

その中で私、前もって言わせてもらいますが、これは免許を私は返納を強要するものではないということをまず最初に言うておきます。勘違いされては困りますので、まず強要するものではありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、町としてこの返納者の人数なんか、何か持っているものがあるのか、あるいは警察のほうから情報をいただいているのかというところがあるのであればまずその人数的なところを確認させてください。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 町民課のほうで確認をさせていただきました。平成21年から分しか今はちょっと手元にはないんですけども、町内の平成21年に1名の方がまず返納を始めまして、最終的には30年度までの10年間で113名の方が返納しております。ことしに至っては1月から8月までは16名の方が返納されております。おもしろい数値でいきますと、平成27年度から急激にふえております。これは全国的に事故の報道があった年になっております。これから一気に人数がふえておりまして、全体で129名、管内でいきますと799名の方が返納しております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今の数字を確認させていただきまして、やはりふえているなということがわかったと思ひます。今年度も高齢者を対象としたアンケートを実施しておりますよね。この答弁の中でもアンケートということが出てくるんですが、私もアンケートの内容を読ませていただきました。多岐にわたる項目が調査としてなっていますよね。やはり答弁のように実態把握に努めたいということではありますが、車の運転というところを見て調査項目を見たとき、まず該当するところが、まず家族構成のところがあり、そしてまた移動手段等の中から車での移動というところ、家族構成を見た中でその辺もわかってくるとは思ひますが、やはり今言われたように全国的な課題になりつつありますので、高齢者アンケートをする際、2年に1回なんですけど、その部分もやはり調査項目の中にわかりやすく、いかにもデータをとったときわかりやすいデータのとり方をするためにはわかりやすい調査の仕方というのが大事になってくると思ひますので、その点を次回の調査の際はそういうところも充実したほうがいいのではないかと考えております。今の段階ではちょっと高齢者の免許返納というところまではなかなか今の調査では



結びつかないという認識でありますので、その点につきまして担当課のほうから何かあるのであればお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

実際アンケートという名称なんですけれども、これは平成18年度からずっと実施しております。23年から27年まで震災の後毎年やっておりましたので、台帳の様式も震災直後とか、いろいろな部分に合わせて実際に町のほうで確認しなければならないという内容のほうに変えてきておりますので、29年度に実施しております、あと今現在既に実施しております、隔年となりますので令和3年ですかね。そちらのほうでそういった実際に生きた調査の項目について検討していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしく申し上げます。

先ほど町民課長のほうからもことしにおいては1月から8月で16名返納されているということで、10年間ににおいては113名という免許返納の人数が示されました。例えば免許返納の理由を見ても人それぞれだと思うんですね。例えば家族にまず説得されたとか、あるいは自分の体力が及ばないとか、あるいは少し忘れっぽくなったとか、いろいろあると思うんです。ですので、一概に理由はさまざまあるのはわかるんですが、やはり返納の理由はさまざまなんです、例えば今ある制度の中で介護制度なんかも含めて今ある制度の中でカバーできる分もあると思っておりますし、またカバーできない部分もあると思うんです。丈夫な方がまず何かあったときのことを考えて自主的にもう、まだまだ回せるが返納するという場合もあると思うんです。そういう方は健康体であるから何の制度もカバーできないわけですよ。それはそれとしてなんですが、やはりその中で先日も同僚議員の一般質問、再質問のやりとりの中で町民バスの件が出ておりました。やはり私も町でできる一番取り組みやすいというのは、やはりかかわりの深いところの町民バスを利用したところの中で何か手助けできればいいのかなというのを私自身も考えております。ですので、その点も考えていただきたいなと思うんですが、例えば運行区間内は一定の手ごろな価格で定期券みたいなものを買っていただいたら、いつでもどこでも定期券で期間がまず定まっている定期券でございますから、その中でいつでも利用できるような、例えばですよ、そういうものがあれば町民バスの利用度も上がるし、いろいろ移動手段も確保できやすくなると思うんです。これは例えばの話なので、そういうこ

ともぜひ考えていただきたいなと思います。

先日の話になりますが、町長も町民バスに関して多額のお金がかかっていると、でも年をとっても車を運転しなくなっても公共交通の中で対応したいという旨のきのうの答弁がありました。まさしくその答弁がこの免許返納者、町民バスというところを結びつける一つのキーワードになると思うんです。そのことを考えていただきたい。2025年、団塊の世代と言われている方々が75歳になると、全員が、その5年後には80歳になるというところがあるわけです。ですので、1年、2年、3年、4年とあつという間なわけですよ。だから、そのことを今取り組んだ中で、2025年ではない、2030年だ、そこら辺までを視野に入れた対応を考えていかなければいけないと思います。町民バスが一番私も支援策としては取り組みやすいのかなと思っております。今のこの私の質問ですか、考えですか、課長はいかが考えておりますか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 町民バスは、やはり車を持っていない方の唯一の移動手段にもなり得る一つ的手段になります。そのほかにもタクシーもあるんですけども、そういった中では震災前と現在の運行状況であったりだとか、経費であったりだとかというのを比較すれば、震災前に比べれば運行の便数もふえていますし、運行経費も今は倍ぐらいで運行しているような状況です。今、運行できているのは、国の補助事業を活用しているから運行ができているということもあるんです。そういったところを踏まえて今後の公共交通のあり方というところを考えていかなければならないんですけども、震災前までに便数を極端に落とすとかということも急激には多分できないんだろうなというふうには考えているところでございます。ただ、やはり持続可能な公共交通を進めていくためには料金体系であったりだとか、そういったところもいろいろ工夫していかなければならないので、その辺は町の財政状況等も踏まえながら、あと多分補助事業については今のところは余り見込めないような状況なんです。これはやっぱり県のほうでも会議等にも出席していて、広域バスの関係なんかもあるんですけども、やはり国の補助のほうについてはなかなか見込みが薄いということもあって、いろいろ役割分担をして公共交通を確保していきましょうといったような方向性もあります。そういったこともありますので、持続可能な公共交通を確立するために必要な便については、やはり今後も継続して運行できるように努力するということと、あとは収入の面のほうもやはりある程度御協力をいただけるようなことも説明等していかなければならないのかなと

いうふうを考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かにダイヤに関しましても、急激な変更はできないとは思いますが、私も先ほど言いました例えば免許返納者に限定したところを考えるのであれば、何らかの対策をとりながら柔軟に足を確保していただく、その中においてはまず車に乗らない御高齢者もいるわけですから、その辺は公平性を保つためにはやはりある一定期間を経ながら同じような負担のあり方というのを、まずこれはしなければいけないと思うんですが、しかしながら、そこら辺はまず段階的にやれば良いと思うんです。町から遠いところに住む方々ほど、これは本当に大きな問題になるんですね。お父さんが返納すれば、お母さんまでが被害に、1人が返納することによって2人がというところもあります。これは町内を見れば町方に住む、山間部に住むというところで差があると、県内を見れば4号線沿い、沿岸部、山間部、国を見れば都会、田舎というようにあるわけですよ。だから、大きな部分はやはり国やそういうところで対策をとってもらって、細かい部分を各自治体が支援していくというような二段構えでなければ1つの町だけでは解決できる話ではありません。ですので、これもやはり高齢者の免許返納という点に限っては、過疎地、我々も東京から見たら田舎なんですけど、田舎の高齢者の運転の状況をぜひ議長会、町村会ですか、そういうものを利用した中でネットワーク、連携を通じた中でぜひ国のほうに働きかけて、そういう対策をとっていかなければいけない。もはや団塊の世代の方々が75歳、80歳になるのはもうすぐですので、その点をぜひ頭の片隅に置いていただきたいなと思います。何か町長あるのであればお尋ねしたいと思いますが。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

高齢にかかわるさまざまなことがあって、ドライバーの免許返納だけではなくて、さまざまにやはり課題があると思いますので、今さまざま考えている高齢者福祉の問題もありますし、子育ては子育て動いているんですが、全体を俯瞰した形で計画をつくっていきたい。その中に一つの中で高齢者の返納、ドライバー、また、やはり山、金沢、小鍬のほうの部分のこともありますので、しっかりとそれについては考えていきたいと思っています。首長会議で話が出るのは、自動運転のモデル地区を目指すというのが実はあります。特に都会よりも田舎のほうの方がやりやすいと、そんなにお金がかからないという話もあって、モデル的にやっているというのも聞いておりますので、さまざまにこれから

時代が変化する中で、しっかりと情報収集しながら、また岩手県としてこういうことがあるということはしっかりと押さえて、先ほどの、前にもありました立木の伐採も含めて大きく構えて県や国に対してしっかりと要望してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。よろしく願いいたします。

続きまして、最後の質問になりますが、防犯灯、街路灯について何点かお尋ねいたします。

確かに防犯灯、街路灯というくくりで分かれています。夜間の明かりの確保という点におきましては、安心感を与えるというところにおきましては、町民、利用者にとってはいずれ明かりが必要なわけであって、防犯灯とか、街路灯とかという分け方は特に住民はしていないと、ただ、一応行政の上では防犯灯、街路灯という分け方になっているわけですが、まず、確認のためなんです、わかりやすく防犯灯とは何なのや、街路灯とはなんなのやというところですね。私も設置場所によってはどちらなのかなという戸惑いを考えるところがありますし、また住民にとっても明かりというところでくくりにして混同していると思いますので、まずそこら辺の御説明を確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 町民課で担当していますのは、防犯灯になりますけれども、防犯灯につきましては、街路灯等が設置されていない地区があります。それによりまして、各自治会等で話し合った上でここに安全のために明かりが欲しい、犯罪防止のためにというところで申請を上げていただきまして、それを確認した上で設置が必要だということであれば設置しているということになります。ただし、その場所に電柱等々がなければちょっと設置はできないので、その辺は考慮した上でということになります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりやすく言うと、街路灯はまず道路を照らすと、わかりやすく言えば、それ以外のものが防犯灯ですよという、簡単に言えばそうなんですよね。ですので、例えば仮設住宅があったとき、棟の端々に電灯がついていましたよね。あれが防犯灯ですよ。まず、いずれ道路を照らすのが街路灯ということで確認できました。

防犯灯の関係なんです、新規の防犯灯の設置は柱がなければ無理だという今の説明ですが、平成の何年かごろから私の記憶では電気料がかさむために新規の部分に関し

ては住民負担をお願いしなければいけないということになったと記憶しております。そうすると、それが決まった以降のものには住民負担が生じ、それ以前のは前のものは住民負担が生じていないというところがあるのかなのかというところを確認したい。ということは、同じ防犯灯でも時期によって徴収あり、なしという、負担があり、なしというところはどうしても平らでないというところから、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 先ほど来、出ています防犯灯の設置要綱、これは平成19年12月28日から施行されております。確かに議員おっしゃるとおり、電気料がかさむということで、抑制する意味を合わせてこの要綱が制定されております。その前までということになりますが、当時の担当は地域整備課という担当になりますけれども、たしか聞いておるところによりますと、東北電力から灯具等を毎年寄贈いただいていた、その寄贈いただいた灯具を各自治会等から要望があったところに設置していたということになっているようで、それが防犯灯ではなくて街路灯という多分制定でなされていたものと思っております。この制定された19年12月からは防犯灯ということで各種申請はあったようですが、当時の申請書とかありませんので、ちょっと幾つ設置したかというのは、ちょっと私のほうは理解できておりません。ただ、震災後に至っては何件か相談ありましたが、申請が上がったのは1件のみで、平成29年に大ケロのほうに1灯設置はしております。環境整備のほうでもある程度街路灯の設置の部分、どこにどのように設置されているかというのをある程度把握はしているようですけれども、それが防犯灯なのかというところではなく、灯具の種類、LEDであったり、蛍光灯であったり、あと40ワットであったり、20ワットであったりという部分での確認はできているようです。設置要綱のほうにあるように、設置は町でやりますけれども、電気料は自治会等で負担いただく、ただし灯具等が壊れた場合はまた町が設置するということなので、一くくりにして修繕のほうは現担当している環境整備のほうに街路灯及び防犯灯が含まれておるとおもいますが、それにあわせて補修のほうをあわせて行っているという状況にあります。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 街路灯についてですけれども、確かに震災前に県内でも器具は自治会負担、電気料は行政が負担、あるいは行政が器具は負担して、電気料は自治会が負担するという自治体が多くて、「街路灯も」の声あり）街路灯について

も。道路照明については確かに道路照明なので、これは当然公共でやるんですけども、その中では一部負担をお願いしたいという話があったんですが、震災後、それは立ち消えて、今現在は街路灯、いわゆる今はうちのほうでは街路灯の新設というのはほとんどなくて、今言ったように東北電力からの寄附かクリーンエネルギー導入支援補助金を使っている道路照明の、あとそれ以外は今言った区画整理であるとか、防災集団移転促進事業の効果促進でつけた街路灯、そういったものがある、その電気料をお支払いしております。ちなみに平成29年の電気料は452万1,758円で、平成30年度は517万8,325円ということで、年間65万6,560何円ぐらいずつ増加して、今後もまたこれはふえているので、増加していくのかなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 電気料という話が出ました。60万ぐらいずつアップしていると、600万近くになっているという話でございます。その600万で明かりが確保でき、住民の安心感というところが比べるところは難しいんですが、それが高いか、安いかというのは別な話でありますので、別な機会にというところですね。

防犯灯についても、街路灯についても、台帳的なものはあるんですけども、震災で流出したと、その整備状況も恐らく復元になっていると思うんですが、それはいいです。設置の充足率、例えば町内くまなく山間部であろうと町場、町場は確かに復興事業の関係で整備になりましたが、そうではないところを含めた中で明かりの充足というところ、この点について町はどのようにまず捉えているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 今現在は、先ほど申しましたように今調査してやっているんですが、実際は街路灯、今言ったように東北電力からの寄附頼みというのが実際のところでございます。年間は多くても10基から5基程度、あとはクリーンエネルギーの導入支援事業で例えば源水大橋とか、例えばことしは筋ヶ原線を予定しているんですけども、そういったところを設置しているというところ、あとは今現在ある維持修繕の中で現在ある既設の水銀灯であるとか、照明をLEDに変えていまして、去年は大体81個LEDの既設のものをLEDのものに変えております。という形で電気料金を引き下げたりしながら、その後の増設できるかどうか、その財政的な面も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。そのLEDという話が出ました。確かに購入費は高いが省エネ、長持ちするということを考えれば、そういうLED化というものも計画をつくった中でやっていっていただきたいと思います。

今、夜の明かりというか、変な話になりますが、防犯灯、街路灯の話をしていますが、答えるのが町民課の課長と環境課の課長、明かりという点では1つなんだが、区分によって答える方が2人の課長となっています。これはやはり町民課といたらすぐわかりづらい、どちらがまず窓口になるのか、防犯灯なのか、街路灯なのかという外灯という一くりにしている町民がじゃあどこに行けばいいという話になるので、これはやはり一つのところで管理できないものか、担当できないものかというところを考えていただきたい。即答は求めません。ぜひそういうものを考えた中でやはり1つの案件で2つの担当課長が答えるようなことはやはりお互い遠慮しながら答えなければいけないところもあると思うので、やはり明かりという点の中では今後役割分担の中で考えていっていただきたいな、それがまず間接的には住民サービスの向上につながると思うところになると思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。

先ほど環境課長のほうで道路の照明という話が出ました。確かに本当に明るくなって、例えば自転車で帰る子供たちも明かりがないところを来ると明かりがあるところを来るとはかなり違うわけですよ。また、例えば女の子なんかでは本当に深刻な下校になると思うので、やはりその辺はまず考えていただきたい。

まず、道路を照らすというのが街路灯という役目なんですが、私もこの間担当課長ともちょっとお話しさせてもらいましたが、例えば高森団地から夏本に抜けるところの道路下のちょっとしたトンネル、あるいは薬王堂から道路をくぐって沢山のほうに行く小さなトンネル、あるいはマスト付近では浄化センターに通ずる鉄道下、あとはパチンコ店に行く道路下、それぞれに小さな短い距離のトンネルと言っていいんですかね。そういうところに外灯、照明が備えつけられております。このごろ例えばできた大高から下がってきて旧製材所付近、あそこにちょっと長目の大きなトンネルになっています。また、高清水地区においても町道に同じような丸いトンネル、そしてまた、ちょっと川寄りのほうには四角いトンネル状のものがあると、規模的には今照明があると説明したところより本当はかなり大きなトンネルです。ただ、そのようなトンネルの中でも明かりがないというようなところがあるんです。その点をやはり私はちょっと国が行った事業であるからなんですが、何でじゃあ過去のものにはついて、このごろつくったものにはない

のや、規模の大きいものがないのやという話になるんです。ですので、ないものはないという今のまず状況なんです、じゃあこれからどうしたらいいのかという話になってくると思うんです。その点につきまして担当課も実際把握はしていると思うんですが、今後の担当課としての考え方、相手が国になると思うんですが、そのことをぜひ考えを聞かせてください。やはりあそこは明かりがあるべきだと私は考えておりますので、よろしくどうぞ。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 最近できたボックスカルバートンネルなんです、国の設置基準の中では設置基準で設置するものになっていなかったのにつけなかったということですがけれども、今言ったように、一方では例えば沢山とか、それは大槌学園とか、大槌高校もあったりして、そういうこともあって、そういうところは照明が欲しいという中では、今後、国の構造物ですので、基本的には国のほうに照明をうちのほうでもそれなりの理由を考えてというか、そういった理由を考えて要望していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 本当に私もきょうのためにおとといの夜、通ってみました。やはり高森から抜けるところ、あとは薬王堂から抜けるところ、本当に照明があるおかげで本当に明るいですね。ただ、トンネル、今言った新しい部分に関しましては、車が来ないのを確認した中で見ていると、本当に暗い。ですので、これは国に対してやはり要望した中で1つでも2つでもつけていただくような取り組みをしなければならぬと思いますので、ぜひ担当課長のほうには汗をかいていただきたいなと思います。

私の質問は終わりますが、改選後の初議会の初めての一般質問になるわけですが、私も当選以来、今回で31回目の一般質問になるわけです。今回の私の一般質問の内容が、町単独で答えられるものではないものをちょっと質問したためになかなか当局のほうも答えづらい答弁だったと思います。ただ、もう少し答弁の中に工夫があったほうがよかったのかなと思います。行数とか、文字数で答弁を評価するわけではありません。内容です。ただ、我々の議論の後ろにはそれにすごく関心を持っている、強い要望を持っている町民の方々がいるということを私もまた再認識しなければいけませんし、やはり当局のほうもそういうことを意識しながら工夫のある答弁に心がけていただきたい。私も気をつけます。よろしく願いいたします。



以上をもって終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 以上で、東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時57分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

菊池忠彦君の質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） おはようございます。大志会の菊池忠彦でございます。議長のお許しが出ましたので、ここで一般質問をさせていただきます。私、新人議員でございますので、今回が初質問となります。どうぞよろしく願いいたします。

今回の質問に際し、大きく3つの質問を準備してございます。

1つ目が、町郷土芸能への取り組みについてでございます。2つ目が、子供の遊び場についてでございます。3つ目が、人口減の歯どめに対する支援についてでございます。

私、郷土芸能に深くかかわっておりますが、その観点から町の郷土芸能への取り組みについて伺います。

当町は郷土芸能が盛んな町であるにもかかわらず、1カ所で郷土芸能を堪能し紹介できる施設がございません。おしゃっちに写真展示はありますが、そのみでは当町を訪れる方々に郷土芸能のよさを理解してもらえとは到底思えません。そこで、当町の誇り高い郷土芸能文化の発信について伺います。

1点目でございます。

郷土芸能拠点施設整備について、平成29年8月に町郷土芸能保存団体連合会が郷土芸能拠点施設整備の要望をいたしました。町では要望の趣旨、内容について、十分に把握していることと思っておりますが、要望内容を要約いたしますと、郷土芸能の保護や保存、紹介の場となり、町に観光客を誘致できること、震災により練習場が再建できていない団体の練習や世代間交流の場として活用できること等の目的や効果を示して町に施設の整備を要望するものでした。現時点では明確な回答はいただいておりますが、本要望に対する検討状況と実現の可能性について伺います。

2点目が、郷土芸能の発信についてでございます。

当町は、南部藩の城下町であった歴史的背景から、さまざまな芸能文化について近隣

市町村よりも先鞭をつけ今日まで受け継がれ、愛され、根づいてきたものと思われま。昨今では当局を初め、関係機関の働きにより「南部鼻曲がり鮭の元祖の地」として大槌町を町外に発信し、認識してもらえてきている奏功例もございます。しかしながら、郷土芸能については、近隣市町村よりも先鞭をつけて今日まで受け継がれてきた歴史や郷土芸能の魅力についてはアピールが不足しているように思います。私たち郷土芸能にかかわる者はもっと多くの人に郷土芸能のすばらしさを伝えたいと思っておりますし、もっと多くの皆さんに見てもらいたいと思っております。そこで、当町の郷土芸能についての歴史的事実及び価値、貴重性についての町長の認識と今後の郷土芸能に関する発信の手段、方法についてどのように考えているのか伺います。

次に、子供の遊び場について伺います。

先日、町に対して遊具付きの公園の新設の要望がある団体からなされた報道がありました。次世代を担う子供たちの情操教育等の観点からも私も大変共感しております。そこで、子供の遊び場についてお尋ねします。

1点目でございます。

遊具付き公園の新設のお考えはあるかどうか伺います。

2点目でございます。

当町において、遊具のある公園は桜木町や大ケロ等の震災前からある公園のみと把握しております。震災後に新設された公園には、ベンチのみで遊具のない公園しか新設されませんでした。予算や補助金等の関係もあったとは思いますが、遊具のある公園が整備されなかった経緯について伺います。

次に、人口減の歯どめに対する支援について伺います。

当町の喫緊の課題である人口減について、若年層及び子育て世代に的を絞り、定住支援と医療費補助についての2点をお尋ねいたします。

1つ目、定住支援について、1点目でございます。

当町において定住支援の一環として大槌町U・Iターン就業支援助成金及び大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金がありますが、それぞれの昨年度の助成実績について伺います。

2点目でございます。

一旦補助金の交付を受けた方で残念ながら大槌町から離れた方はいるか、またそういった方への引きとめ等の働きかけは行ったかどうか伺います。

3点目でございます。

それぞれの補助金とも最大で3年間の補助ではあるが、補助期間の延長のお考えはないか伺います。

4点目でございます。

それぞれの補助金とも今後も継続する予定かどうか伺います。

5点目でございます。

大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金について、近々災害公営住宅が一般の公営住宅となることにより、被災者以外の方も入居可能になるとお聞きしていますが、公営住宅に入居するU・Iターン者も補助金の交付対象となるのか伺います。

2つ目でございます。

医療費補助について、当町において、子供に対する医療補助は大槌町子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付金及びすこやか子育て医療費助成金の二本立てで親等の所得に応じ、出生から15歳に達した学年まで実施されております。そこで、近隣市町村である釜石市、山田町の同様の制度と比較してみました。3歳未満までは子供世代に対する医療補助制度に3市町村とも差はありませんでしたが、それ以降はいろいろと補助の仕方が異なっております。受給年齢については大槌町、釜石市ともに15歳に達した学年までなのに対して、山田町は18歳に達した学年までとなっております。

また、受給者負担額は大槌町、釜石市ともに1カ月で通院は1,500円、入院は5,000円であり、山田町は1カ月で通院は750円、入院は2,500円です。当町も来年度から受給年齢を18歳まで引き上げる予定のようですが、受給者負担額の引き下げのお考えはないか伺います。

以上、3つの質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

まず、町郷土芸能への取り組みにつきましては、教育長から答弁をさせます。

次に、遊具つき公園新設の考え方についてお答えをいたします。

遊具つき公園の新設につきましては、議員御指摘のとおり、去る8月2日に子育て世代や子供の教育にかかわる町民有志の団体より町内の遊び場づくりに係る要望書を受理しているところであります。また、8月30日には同団体から要望の趣旨や今後の方向性など、私を含め全所属長が説明を受け、団体の意向や課題意識の共有を図ったところで

あります。

町では本年度から始動している第9次大槌町総合計画において、子育て環境の充実や協働によるまちづくりを掲げており、子供の遊び場や子育ての視点にとどまらず、まちづくりの視点から組織の横断的な取り組みとして検討を着実に進めてまいります。

次に、遊具のある公園が整備されなかった経緯についてお答えをいたします。

震災復興土地区画整理事業の目的は、被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を一体的、総合的に整備する面的な整備事業であり、また防災集団移転促進事業は住民の居住に適当でないと認められる区域内にある居住の集団的移転を促進する宅地を整備する事業であり、複合遊具を有するような大規模な公園等の整備は事業目的にそぐわないことから震災後に整備した公園は全てベンチやテーブル、水飲み場程度の簡易な施設整備にとどまっているところであります。

平成25年3月に復興まちづくりの基盤整備を進めていく上でのデザイン方針として、町方や安渡、赤浜、吉里吉里等の地区ごと及び町全体の景観まちづくりの方針並びに公園、災害公営住宅、公民館等の個別プロジェクトの内容、さらに公共施設の維持管理等について議論するため、地区住民代表やコーディネーターなどで構成された大槌デザイン会議を設置したところであり、公園等の個々の設計については複数回のワークショップなどを通じて地区住民とコミュニケーションを図りながら、内容と質を検討し、平成26年3月に大槌デザイン会議の成果として大槌デザインノートが作成され、町は提言として受け取ったところであります。

なお、町方地区の区画整理事業区域内には、約255平米から約2,500平米の10公園が設置されており、湧水を生かした公園づくりとしてワークショップやワーキンググループなどで出された住民意見を取り入れ、4号公園の八日町公園や8号公園の御社地公園などでは、掘り込み式の公園として整備したところであります。

これまで大槌デザインノートにつづられた内容に沿いながら、優先事項として基盤整備を進めたところでありますが、ブランコや滑り台等の小規模な遊具設置は公園利用者にとって必要な施設であることから、公園の規模や安全性、維持管理のあり方等を考慮しながら検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、人口減の歯どめに対する支援についてお答えをいたします。

まず、定住支援の一環としての大槌町U・Iターン就業支援助成金及び大槌町民間賃貸住宅家賃支援助補助金の昨年度の実績についてですが、大槌町U・Iターン就業支援助

成金は30件で、助成額が275万で、大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金は15件で、補助額は154万4,000円となります。

次に、補助金の交付を受けた方で大槌町から離れた方はいるか、またそういった方への引きとめ等の働きかけは行ったかどうかについてであります。再就職や家族の事情等により大槌町から離れた方はいますが、引きとめについては事後による報告であり、また定住支援とは別な要因での転居によるものが多いことから、事前に要因を把握して、引きとめの働きかけをすることは難しいと考えております。

次に、それぞれの補助金の補助期間の延長についてですが、3年間を補助していることから、現時点ではさらなる延長については検討しておりません。

次に、それぞれの補助金の今後の継続についてですが、大槌町U・Iターン就業支援助成金は、現時点では今後も継続することで考えております。大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金については、現時点では賃貸料がまだ高騰していることから継続することで考えておりますが、町内の民間賃貸住宅の動向によっては廃止を検討することになります。

公営住宅に入居するU・Iターン者も補助金の対象になるかについてですが、本補助金は賃貸料が高騰している民間住宅賃貸を対象としていることから、町営・県営住宅等の公的賃貸住宅については対象外としております。

今後もU・Iターン者への支援制度の継続と新たな施策の検討を図りながら、また、若者の地元就職への促進に向け、大槌町に住んでいる大人も子供も町の魅力に愛着を感じ、大槌町に住みたい、大槌町で働きたいと思う魅力あるまちづくりを進めて、定住の促進に取り組んでまいります。

次に、医療費助成についてお答えをいたします。

医療費助成の高校生までの拡大につきましては、次年度実施に向けて準備を進めているところであります。当町の医療費助成の受給者負担は、県の基準に基づき決定しており、高校生の医療費助成においても同様に実施することを検討しております。

医療費助成に要する経費の財源には、県の補助金を活用しておりますが、当該県補助金においては所得制限が設けられているほか、未就学児の医療費及び小学生の入院医療費のみが補助対象とされていることから、県補助金の対象とならない医療費については町の単独事業により助成を行っている状況にあります。

町といたしましては、少子高齢化が進む中、子育て支援の充実は必要と考えておりま

すが、限られた財源を有効に活用するため、医療や福祉など、子育て支援施策を総合的に判断してまいります。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 菊池忠彦議員の質問にお答えいたします。

初めに、郷土芸能拠点施設整備についてお答えいたします。

郷土芸能拠点施設整備につきましては、平成29年8月31日に大槌町郷土芸能保存団体連合会から町への要望書が提出されております。

町では町内の郷土芸能の保護や紹介の場として毎年恒例の大槌町郷土芸能祭を町郷土芸能保存団体連合会と共催で行っており、また、郷土芸能の保護という点では災害後、郷土芸能関連の道具や山車等を収納するための格納庫の設置を県と町で調整を行いながら被災した町内4団体への郷土芸能保存会に支援してきた経緯があります。

なお、このたびの要望につきましては、その後、大槌町郷土芸能団体連合会の事務局を通して現在拠点施設の規模等を含めた概要書の提出を求めているところであり、今後郷土芸能拠点施設の概要書が提出され次第、当該施設整備の可能性等について具体的な検討を図ってまいりたいと考えております。

町の郷土芸能における歴史的な価値、貴重性等につきましては、これまでも当町の郷土芸能における文化財指定等を行うなど、その歴史的、文化的な価値を十分に認識しており、今後もそうした文化財指定における調査検討を通じて、町の文化財保護審議会とともに当町の無形民俗文化財の歴史的な価値等においてさらなる認識を深めてまいりたいと考えております。

また、前述したとおり、町では毎年町郷土芸能保存団体連合会との共催で大槌町郷土芸能祭を開催しており、さらに本年度からは大槌町における交流人口の拡大と滞在型観光客の増大を図るため、町内の郷土芸能等に係る定期公演を実施する団体等到大槌町郷土芸能定期公演会支援補助金を立ち上げ、関係団体への周知及び具体的な依頼等も行っているところであります。

今後につきましても町内における貴重な郷土芸能については、町の観光交流協会とも連携を図りながら、さまざまな企画を立ち上げ、町内外に情報を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御答弁ありがとうございました。

まず、町郷土芸能への取り組みについて何点か再質問がございます。

郷土芸能拠点施設整備の要望書についてでございますが、郷土芸能保存団体連合会、これは以下、連合会と呼ばさせていただきます。この連合会の事務局が今年の4月ごろ、概要書の提出を求められたという話を私も聞いておりますけれども、それを受けて現在、拠点施設の詳細を記した概要書を業者に作成を依頼しております。概要書ができ次第提出するという事なので、その上で改めて迅速に対応していただきたいと思っております。

しかしながら、要望書が提出されてから概要書の提出を求めるまでの1年半、全く何の動きもない。その都度もちろん町長とお会いした折、また町の関係者とお会いした折に連合会においては強く要望はしているのですけれども、全く何の動きもないまま経過している事実もございます。このことに関しての御見解をお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 平成29年8月31日、要望書ということでいただいております。

私も4月にここに参りまして、この要望書というのが出されていたということについて、初めて認識したところでございます。

概要書もお願いしていると、そういうことで概要書が来たら即動きたいなど、そんなことで考えています。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） これですね、非常にもったいないことをしていると私は感じるんです。きょうは時間の関係上、紹介するのは控えますけれども、よくよくさまざまな資料を調べればわかりますけれども、大槌町の古くから伝わるとされる郷土芸能の団体は、相当長い歴史を持っているわけでございます。しかしながら、当町では拠点施設のようなそれを発信する場、また、そのような文化に関する資料保存を公開するような場がないことから、町の郷土芸能は県内においてもさほど注目されていないのが現状でございます。

よく使われる言葉で、「岩手県は郷土芸能の宝庫である」と、そのようないろんなところでそういったことが宣伝されていますけれども、しかしながら、大槌町、今現在人口、8月末、1万1,715人、この人口に対して19もの郷土芸能の団体が存続しているわけでございます。これは震災という大きな災害を経ても震災前の19の団体が変わらず19の団体

が存続しているわけでございます。そういう非常に一生懸命郷土芸能の団体も活動している中で、こういう郷土芸能を紹介する場がないというのは、非常に町にとっても大変大きな損をしているのではないかと、そのように思うところでございますけれども、拠点施設は果たして必要なかどうか、どういうお考えを持っているか再度お聞かせ願いたいです。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（沼田義孝君） 質問ありがとうございます。今の質問にお答えいたします。

まず、その前に私がこれまで経験してきて、郷土芸能がどんなに大事かということをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

私、東日本大震災のときには大槌吉里吉里中学校の校長で在籍しておりました。その東日本大震災のときに津波による無残な爪痕を感じていたこと、子供たちがこの町からいなくなる、それから住む人々がこの町からいなくなる、そしてこの町がなくなるのではないかと、それを危惧しておりました。そのときに思ったのは、ふるさとを愛し、ふるさとの文化と伝統を再びつくり上げていかなければいけないと、そのときに考えたのは郷土芸能でございました。郷土芸能というのは、文化そのものでございます。したがって、今後も大槌町の郷土芸能というものをすごく大事にしながら県内外に広めながら、そしてこの町を愛する、そしてふるさとの文化と伝統を子供たちに引き継ぎさせるということなども考えて、今後も進めていきたいと考えております。したがって、先ほどの議員さんの質問でございますけれども、全くそのとおりと考えておりますので、今後概要等もでき上り次第、早急に手をつけて大槌町民全員のものとして、そういうことで進めてまいりたいと考えている次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） どうもすばらしい御答弁ありがとうございます。

古くから伝わる町の宝でもある郷土芸能を後世に伝承するためにもぜひ拠点施設整備を再検討いただき、早期に実現できるように強く要望いたしたいと思います。

それと答弁の中で、文化財保護審議会にも触れておりますが、平成18年から19年にかけて幾つかの団体を当町の無形文化財に指定されるよう連合会が審議会に要請したと記憶しております。それに伴って該当する団体は資料をそろえ、提出までしております。しかしながら、あれから10年経過しているにもかかわらず、無形民俗文化財指定はおろ



か、検討すらもしていないように感じられます。果たして文化財保護審議会が機能しているのかどうか、まずこそをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 菊池議員の御質問にお答えいたします。

平成30年6月に町の文化財保護審議会において、無形民俗文化財の指定に係る方向性について協議いたしました。それを受けて平成30年8月から31年2月ごろまで議員御指摘のとおり、保存会の現況に係る調査書の作成を御依頼いたしました。31年3月には、町の文化財保護審議会において団体から提出された調査に係る内容について報告いたしてございます。

現在、この調査書をもとに指定文化財に係る内部調査を進めてございます。本件につきましては、連合会、事務局とも随時調査検討の進捗内容等も相談しながら行っている状況でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） きちんと機能しているんだというお答えをいただきました。町内の郷土芸能団体は、震災前から町の手厚いサポートをほとんど受けない状況の中でも一生懸命活動を続けてまいりました。特に、震災後はそれぞれの団体が全国へ飛び、中には海外にまで遠征した団体もでございます。そのような中で、大槌町の現状であったりとか、また支援に対する感謝の思いを伝えるべく大いに発信してまいりました。そして、それは今現在でも続いているわけでございますけれども、文化財保護審議会が無形民俗文化財の指定をするにはさまざまな制約、また規定があるのは存じております。国の指定であるとか、あるいは県の指定、そういった規約と照らし合わせて町の規約というものもそれに沿っての規約とは存じておりますが、歴史の長い団体にとらわれず、新しい団体にも指定ができるよう、先ほど申し上げた震災後の特に、震災後の活躍を見れば、一目瞭然というところもあるかと、そのように感じております。新しい団体にも指定ができるよう、ぜひ検討していただきたいと思っておりますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 今、菊池議員がおっしゃったとおり、やっぱり国・県、そして町のほうにも文化財の指定基準が、これは文科省の告示によるものでございますけれども、文科省の告示にとらわれずに町の基準というものを今まで平成18年指定、き

ちんとして、物差しを設けています。その辺も含めて今後も連合会とも相談しながら指定に向けての協議をしたいというふうに考えます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 一生懸命、今、御答弁いただきました。ぜひこれも検討していただきたい。そのように思っております。

それと町長も大変昔よりお祭りにかかわっておりまして、ことしもおみこしを担いでおられたと、私も何度もお会いしたんですけれども、その町長がお祭りに昔からかかわっているという、その観点から今回のこの郷土芸能の無形民俗文化財の指定に対する御見解というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私も若いときから祭りを通じながら郷土芸能に深くかかわってきております。指定にかかわっての書類が平成18年、19年という形で出されながら、その事務が進んでいないということについてはやはりそれは率直に謝罪をしなければならないことだろうと思います。震災があったからと言いつつも、やはり震災後、郷土芸能の方々には先ほども出ましたとおり、町外、町内だけではなく町外、国外に出て、被災地大槌、被災地をしっかりと伝えてきたのかなという思いがありますので、今話が出た無形民俗文化財の指定につきましては、積極的な取り組みをしっかりとするように教育委員会に対しましてもしっかりと話をしていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） どうもありがとうございます。町長からも今後積極的に対応していくというお答えをいただきました。

それと交流人口の拡大、また大槌町の観光PRのためにも郷土芸能保存団体連合会も全面的に協力するとの方針を打ち出しております。

定期公演ですね。定期公演のことですけれども、この8月より実施されておりまして、私もおしゃっちで行われた際、出演させていただいております。しかしながら、まだまだ発信力不足という感も否めないところもございまして、集客に苦勞している部分も多々見受けられる。これは年度内、大槌町郷土芸能定期公演会支援補助金、これを使って対応するというのですが、これが来年度以降も定期公演、また補助金ともに継続する考えがあるかどうかを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

先ほど菊池議員がおっしゃったとおり、8月から今回始めました。今回は状況を見ながら、ことしは試行年度ということでございます。当町では先ごろインバウンド事業も展開する予定でございまして、いろいろな多角的な情報発信をしていくつもりでございますので、現在のところの考え方でございますが、来年度も今のところは継続する考えで、今試行段階でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。

来年以降も一応現在は継続するという考えをいただきました。これは先ほども申しましたが、郷土芸能保存団体連合会のほうも全面的に協力していかせていただくと、そういうことも打ち出しておりますので、ぜひ郷土芸能の団体もいろんな提言をして、積極的に絡んでいきたい、そのように考えております。

交流人口の拡大、また観光PRのためにも本当に一生懸命こういった企画を打ち出して、どんどん郷土芸能を活用していただきたい。それが一昨日町長よりもありました所信表明の中にもあった食とか、そういった郷土芸能を活用して観光PRをしていくんだと、それに沿った動きではないかなと、そのように思っております。

続きまして、子供の遊び場についてでございます。

防災集団移転促進事業の目的に沿って、またスピード重視での整備という一面もあり、簡易な整備の公園になったことはいたし方ないことと私も感じております。これについて当局の御見解はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 先ほど町長のほうから答弁したような内容でございます。

どうしても基盤整備、これを優先したというようなことで、なかなか簡易な施設整備、ベンチ、テーブル、水飲み、こういったのしかできなかったというような状況でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 町のにぎわいというのは、子供の遊び声といったものがあって、そういった生活感とともに高まってくるとは思わないかと私は感じております。例えて言えば、子供たちに白い御飯を出したとします。御飯だけ食べてくださいと言っても、なかなか子供たちは手をつけられない、そこにおかずとか、みそ汁があって初めて御飯を

おいしくいただける。これと一緒にだと思っんです。遊び場だけ、ただの広場だけを提供して遊んでくださいと言ってもなかなか子供たちは何もおもしろくないなど、あそこに行ってもおもしろくないなど、そういう話になってくるのではないかと、そこにいろんな遊具があることによって楽しく遊ぶ場が形成されるのではないかと私は思うんですけれども、これについて公園は整備されたが、遊具がないため、そこで遊ぶ子供がいないという現状は整備するといった成果のみを追求して、整備を進めたことが招いた実情ではないかと思うんですけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 平成25年3月にこのデザイン会議というのが立ち上げました。約1年間、そういった会議等を開催して、26年3月に大槌デザインノートという形で町のほうに提言したところであります。その後につきましても、それぞれの地区ごとにワークショップ、こういったのを開催してございます。このワークショップの中でこの遊具等の要望、こういったものは少なかったということにもなっている状況でもございます。そういう意見等が少なかったということが、遊具まで整備ができなかったという一つの要因かなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（小松則明君） 環境整備課長、足すことはありますか。いいですか。

菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 実は、先週、子供の遊び場プロジェクトなる団体の方々と私お会いしてお話をしてまいりました。今回一般質問をするに当たって、子供の遊び場について質問なさるとのことなので私のお話を聞いてくださいということで、少しお話をしてきたんですけれども、遊び場プロジェクトのお話としては、何も遊具に限った遊び場ではないんだと、子供たちがとにかく我々が昔の子供の時代遊んでいたような遊具とか、そういったことに限ったことではなくて、とにかく子供の遊び場に子供の声が欲しいんだと、そういうお話でございました。そういった観点から考えると、いろんな条件をすり合わせるというのは難しいことだと思うんです。もちろん予算の関係もありますし、そこでどのような場所を町としても提供していくのか。また、遊び場プロジェクトの方々もどの程度までを要求するのか。これからその辺のすり合わせが重要になってくると思うんですけれども、ぜひこの遊び場について御検討、また対応いただきたいと、そのように思っております。子供の遊ぶ声が、元気な声が聞こえるのが町の活性化につながる

一つではないかと私は思っております。

それと先ほど郷土芸能の拠点整備にも関連するお話でございますけれども、やはり今申し上げましたとおり、単独で整備するとなると、予算的にも莫大な予算がかかることは当然ながら予想されるわけでございますけれども、であればこそ、例えば福幸きらり商店街の跡地利用なども視野に入れて、観光施設、あるいは郷土芸能の保存、郷土芸能の施設、また子供の遊び場などを併設した一大観光拠点を町として築くのもまた一つの考えではないかと、そのように思うんですけれども、その辺の御見解はいかがでしょう。そういう考えがあるかどうか伺います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） いろいろ要望もいただいているところでございます。この前の遊び場プロジェクトの方々の話については、我々も聞いただけですので、これからもう少し詰めなければいけないだろうというふうに思っております。それで、いずれ整備するにしても、整備しただけでは済まないわけで、整備した後の維持管理も含めた管理状態で、そこまで含めて検討した上でないと、費用対効果をちゃんと検証した上でないと身の丈に合わない事業展開というのは、それはそれだけで破綻することになりますから、そういったことは必ず必要だろうと、要望する側も当然要望するだけではなくて、自分たちにできること、そういったことは自分たちもやると、そういった形でないと総合計画に掲げてあります協働のまちづくりにはならないと、そういったことになりますので、そういった形で詰めをいろいろ詰めた上で、それで目的が合致するようであれば実現は可能であろうというふうには思いますが、いずれにしろちゃんと話の詰めがまず先だろうというふうに考えます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） この件に関しては、いろんな御意見などもあろうかと思えます。町民の皆さんのアイデアであったりとか、そういったことを取り入れながら、ぜひ実現していただきたいと、そのように強く要望するところでございます。

それと人口減の歯どめに対する支援についてでございます。大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金の一般公営住宅への適用についてです。

昨今、災害公営住宅等も家賃が高いという理由で引っ越しを余儀なくされている方々もおられるということなので、民間の住宅家賃と公営住宅等の家賃の差がない方に対しては、この補助金の適用を拡大するのも一つだと私は思うんですけれども、その辺の御

見解をお聞かせ願いたいです。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 公営住宅は、町が運営しておりますので、それに補助金を出すと結局還流しているような状況ですので、それは別な施策の展開からということになるかとは思いますが。あくまでも今回は先ほど町長が答弁しましたとおり、この補助金の名称は今高額になっている民間アパートの入りやすくするための支援でございますので、災害公営住宅はあくまでも東日本大震災で被災された方々のための住宅でございますので、ちょっと趣旨がその部分では違うということでございます。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 災害公営住宅の家賃についてでございますけれども、災害公営住宅、今は被災した方々のための住宅の手当てということでやっていますが、もともと公営住宅というものは、どちらかと言えば福祉施策でして、低所得者で住宅に困窮する方々の最後のセーフティーネットだということでもともとはつくられておりまして、したがって、所得が高くなると、その分に応じまして家賃が上がると、そういう中においてはただどんどん今上がっていると、今回の中では近傍同種という中では一番高いんですけども、その中で歯どめはかけておりますが、ただ、やっぱり家賃の高い人がいて、それはやっぱりそれなりの所得があるということですので、それはいたし方ないかというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。

公的機関として民業圧迫の懸念も多々あるかとは思いますが、公営住宅に住みたいというI・Uターン者で需要があるならば、民間業者と公営住宅の供給者でもある町が共存共栄の形になるのが最も望ましいのかなと私は思っております。

それと先ほど御答弁のほうでありました「事後による報告であり、また定住支援とは別な要因での転居によるものが多いことから、事前に要因を把握して引きとめの働きかけをすることは難しいと考えております」という御答弁がございました。これは、補助金を受けた方で、大槌町から離れた方はいるかどうかといった質問に対してですが、町民の方々から聞くところでは、相談に行くと、釜石があいいますからどうぞとか、一蹴という言葉はちょっと適さないかもしれないんですけども、余り取り合ってくれないんだと、そのように言っている町民の方々もおります。どの程度そこに立ち入って聞

くかどうかというのは確かにいろんなプライバシーの問題もありますので難しいこととは思いますが、この引きとめに関する働きかけの部分に関してどの程度まで働きかけを行ったかとか、具体的にお答え願いたい。そのように思っております。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 今回の補助金に関しましては、既に結局次の行き先を、引っ越し先を決めてから、例えばですね、今回定住支援以外の理由というのは、例えば仕事であったり、それから家庭環境、家庭環境というか、家庭の事情であったりだとか、それから結婚するだとか、いろいろな状況がございまして、あくまでももう行き先を決めた段階でもう既に来てしまっていますので、今から大槌町に残ってくださいという形ではどうしても引きとめが難しい状況になっています。それよりもやはり定住施策としての本質をこれから重点施策として図っていきたい。出ることを考えるよりも、どうやったら大槌町にずっと住みたいなということを考えるような施策展開を図ってまいりたいと考えています。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 大変わかりやすいお答え、どうもありがとうございます。

引きとめのほうに一生懸命対応していただきたい。そのように強く要望しておきます。それと最後に医療費補助についてでございます。

受給者年齢について来年度から18歳に達する学年まで引き上げがなされるということなので、ぜひ実現して子育て世代の支援をよろしく願いたいと思っております。

また、財源が限られているのは重々承知しておりますが、負担額についても山田町と同額の、半額まではいかないにしろ、どの程度まで引き下げの、お考えはないのか、引き下げの金額的な部分はよろしいんですけれども、引き下げのお考えはないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回の一般質問を受けながら医療費についてさまざまな調査をいたしました。県内の市町村を見比べながらということになりましたので、ここに書いてあるとおり、子育て含めてやはりどういうものなのかということ、全体を俯瞰しながら制度を決めていきたいと思っておりましたので、今のところはこのとおり、総合施策としてこれからあるべき姿を、財源的なものはありますけれども、しっかりと考えていって、新年度に向けての取り組みとしていきたいと、こう思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） どうもありがとうございます。

子供、そして子育て世代は町のこれからのベースになれる、基盤になれる方々でもあり、そこに重点的な手厚い支援を行うことにより、人口減に対する歯どめであったり、当町の大きな施策となるように強く希望をいたしたいと思います。

少し時間が余りましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小松則明君） 以上で菊池忠彦君の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時01分

○

再 開

午後1時15分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。御登壇願います。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、公用車の運用規程についてでございます。

先般、公用車によるあおり運転の疑いでマスコミに大きく取り上げられる事案がありました。事の真相が明らかでない現時点においては、その判断は岩手県警の捜査を見守ることが賢明だと思われま。しかしながら、このような状況がなぜ発生したかという反省に立ち、今後このようなことが起こらないように対応を考えることは非常に重要なことだとの考えから以下について伺います。

1つ目、大槌町としての公用車の種類、保有台数、使用頻度、私用車との使い分け、安全運転管理者配置状況はどのようになっているか伺います。

2つ目、公用車を使用できる部署や職員、出張時の公用車使用基準、公用車の運用基準は定められているか伺います。

3つ目、公用車の点検整備を行う場所や整備業者はどこか、また、保険料、車検等を含む維持管理費はどれほどか伺います。

4つ目、業務中の公用車におけるトラブルを防止するためにどのような取り組みを計画されているのか伺います。



大きな2つ目として、避難場所への避難道路整備についてでございます。

8月の吉里吉里まつりに続き、先月行われた大槌まつりも大きな天候の崩れもなく盛大に行われました。震災前から多くの大槌町民が楽しみにしているそれぞれの神社を中心として行われる祭りも復活・復興を後押ししているように感じます。一方、その神社の多くは東日本大震災の際は高台にあったため、大きな被災はせず、住まいを奪われた住民の避難所として避難生活を支えてきました。この中で大槌稲荷神社は境内に山車上がるためにも車や車椅子等で上るためにも裏参道を通らなければいけませんが、長年の使用、風化により、路面の劣化はもちろん、路肩のり面の崩れも目につけてきました。裏参道は神社の土地ではありますが、町のにぎわいを創出する祭りの中心場所であることや地震・津波等の有事の際の地域住民の安心・安全な避難行動を考えたとき大槌町の活性化、町民の安全確保の点から行政として何らかの対応をとるべきと考えますが、当局の見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公用車の運用規定についてお答えをいたします。

公用車の状況と安全運転管理者の配置状況であります。町では軽自動車34台、普通自動車40台、バス16台、特殊車両29台の計119台の公用車を保有しており、町外への出張や町内の用務のためにほぼ毎日公用車を使用している状況であります。

安全運転管理者は、町長部局に管理者を1名、副管理者を3名、教育委員会に管理者を1名、副管理者を1名配置している状況であります。

公用車の運用基準についてであります。公用車は公用車運転管理規程に基づき基本的に運転免許証を持っている職員であれば運転することができます。公用車の点検整備と維持管理費についてであります。基本的に町内の事業者で実施しており、車両ごとに点検整備業者の振り分けを行っております。昨年度の保険料や車検等の維持管理費は、約3,190万円となっております。

公用車のトラブル防止のための取り組みについてであります。全職員がドライバーとして初心に返り、公私ともに交通社会の一員としての責任を自覚するため、去る9月12日に安全運転講習会を実施したところであります。また、運転者の安全意識の向上と交通事故原因等の把握のため、公用車へドライブレコーダーを早期に設置することを指

示したところであります。

今後につきましても継続的に安全運転確保の取り組みを行ってまいります。

次に、避難場所への避難道路整備についてお答えをいたします。

議員御指摘の大槌稲荷神社裏参道の路面の劣化や路肩のり面の崩壊につきましては、以前から重々承知しており、地元住民からの整備要請に伴い、応急対策として路面の穴埋め補修等を行った経緯がありますが、当該土地は私有地であることから恒久的な工事については難しいものと考えております。

しかしながら、大槌稲荷神社は町指定緊急避難場所に指定されており、地震・津波災害時等における町民の安全確保の観点から避難者が避難場所まで安全に到達できるよう、整備及び維持管理が必要であると考えているところであります。このことから、町として必要な対応について、関係法令等と照らし合わせながら検討を進めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 今回の件については、修理が終わった後の車両を受け取る際に発生した事案でありますけれども、まずそもそも修理すべき対象車両がどういう状況にあるのかというのを把握した上でいろいろ質問をしたいと思っておりますので、その辺からまず伺いたいと思っております。

今、ございました答弁では全体で119台ということですが、現在の職員数は205名ぐらい、200人ちょっとの職員数だと思いますけれども、この数字だけを見ると、公用車119台に対して職員数約200人となると、2人に1台の割合かなとぼっと見そういうふうを受けとめられるんですけども、実はこれはそうではないんですよ。中身、今答弁にありましたとおり、この中で特殊車両がまず29台あるということと、それからバス、これはスクールバス等も含まれると思うんですけども、それら16台を含めると、通常普通の業務として町内に出向いたり、出張等で使ったりという対象車両で見ますと119台から今の45台を引きますと、一般車両としては74台、これは軽自動車とか普通の乗用車等含まれると思うんですけども、職員の200人に対して74台という見方ができるんだろうなと思います。それにしても3人に1台の割合なので、これでもちょっと多いかなという気がしないでもないんですけども、これ自体もう、もっと言うと正確ではないんだろうと思います。要するに使う対象の車は74台あるかもしれませんが、使う対象の人のほうは恐らく200人はいないだろうなと思っています。庁舎内で働いている様子を見ても、デスクワークが中心で車を使わない人も多いはずですよ。答弁書では

町外出張とか、町内用務でほぼ毎日使用しているという答弁がありましたけれども、これはちょっと誤解を招きかねないので、要するに毎日使っているのは74台全部使っても毎日使うだし、毎日5台使っても毎日使うだと思うので、その使用間隔、使用の規模感がこれだとわかりませんので、車のほうは大体使用対象車は74台というのはわかりました。使用する人は職員200人のうち、大体何割ぐらい、正確に恐らく何人というのは把握できないと思うんですけれども、使用する人というのは大体使用する側の分母として何人ぐらい、何割ぐらい、あるいは約何十人でもいいんですけれども、どれほどの人数がいるのかというのをもしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 質問の回答自体難しい答弁だと思います。やはり出張によって、日によっても違いますし、毎日平均して何人が動いているというような単純な押さえられる数字ではないということでまず御理解いただきたいと思います。基本的には出張あれば当然公用車を使っての出張もございますし、また、町内で例えば農林とか現業とかであそこの部分がこうなっているよとか、そういった情報が入ればその対応のために必要で、その日のうちに動くということもございますし、1日平均して何人の人がどのぐらい使っているかというのを押さえるのはなかなか現状では、実際押さえておりませんし、押さえるのも難しいものというふうに判断してございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） この後順次質問をしていくんですけれども、現状の足元の職員数を踏まえて、今の74台の業務車両が多いのか、少ないのかという見方も一つ必要だと思うし、今後、2年後ですか、令和3年4月以降になると大幅に職員数も減ってくるんだと思いますけれども、そこをにらんだときに、ではどれだけの保有台数が必要なのかというのもこれから見直しが恐らく必要になってくるんだと思います。そういう意味で今の使い方がどうなっているのかというのを把握しておく必要があるのではないかなと思ってこういう質問をしました。要するに保有台数が多いのか、そもそも少ないのか、余っているのか、まだまだやっぱり74台でも今の業務量からすると足りないのか、その辺の肌感覚はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） ちょっと私の答弁が舌足らずな部分がありましたので、あわせて説明させていただきます。公用車には当然公用車を使った際の公用車の運行記

録簿というものが当然ございますので、その数字を基本的に拾っていけば押さえられないということではないということで、私の発言が誤解を与えてしまったというのではおわびして訂正をさせていただきます。公用車の使用については、使ったたびに公用車のあれを落としますので、それを見ていただければどのぐらい動いているかというのは把握は可能だということでございますので、ちょっと私の言い方が誤解を与えるような言い方であればおわびして訂正させていただきたいと思います。（「多いか少ないかは、質問の内容」「今の保有台数が肌感覚として足りているのか」の声あり）人数に対して車の割合ということで、済みません。基本的に今持っている車両というのは、例えば震災後に提供いただいた車両もあるというふうに聞いてもでございます。ですので、将来的に当然130人体制ということも考えていけば、車両もそれに合わせて当然必要なもの、必要でないものというのは当然取捨選択していかなければならないとは思いますが、ただ、バスなど、どうしてもスクールバスも必要に駆られるもの等については確保は当然していかなければならないと思いますし、また、特殊車両という部分についてもグレーダー等がその中に入っていると思いますが、除雪とか、そういったときには当然使うというような車両も当然確保しなければならぬと思っております。基本的に軽自動車、あと普通自動車という部分で、今持っているトータルすれば74台が多いか、少ないかと言われれば、基本的には多い数字ではないかなというふうに個人的には思っているところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） わかりました。やっぱり日々の台数管理は当然やっていますよね。それがないとそもそも管理ができていないという話にもなりますし、次の人数が変わっていったときの、減っていったときの必要台数を幾らにしたらいいかという元データがやっぱりないと、その辺も検討できないと思いますので、その点はまず安心しました。

特殊車両等についてもここはやっぱりローダーにしても特殊車両には恐らく消防自動車等も含まれてくると思うんですけども、そういった面での削減というのは職員数が少なくなったからといって単純に減らせるものではないと思いますので、そういった部分は外してもいいのかなと、ただ、普通乗用的に使う分については大分状況が変わってきていますので、以前ですと復興過渡期にはもしかしたら、この74台、当時から74台あったかどうかわかりませんが、復興過渡期にはこれでも足りなかったかもしれま

せん。ただ、今、足元を見てみますと、使い方を見ると、確かに大分使われていない車が目につくなというのがありますので、そこは順次見直ししていく必要があるんだろうなと思います。しかも全部で119台の維持費が3,200万ということで、単純割りしても30万円弱ですか、車1台持つと当然車検費用とか、修理費用とかかかりますので、それだけのお金がかかるのは理解できますので、ここの部分を減らすことも、この経費を削減するという視点でも必要かなと思うんですけども、台数の見直しというのは必要だと思うんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 震災前の職員数で137名ぐらい、最終的にその辺を着地点、復興事業が終わった後の人数的にはそのぐらいの人数になっていくということを踏まえると、震災前のデータ自体がなくていろいろと記憶をたどって知っている職員等からヒアリング等をして、何台ぐらい公用車が震災前あったのかなといったところ、調べたんですけども、数十台、50台ぐらいなんです。プラスそれにスクールバスなどが加わって大体60台ぐらいはあったんじゃないのかなと、震災前にもですね。そういった台数の感覚でございます。なので、震災前の公用車の稼働状況であったり、私ども予約して使っていた感覚等を見ればやはりそれぐらいの台数はないとなかなか今度は業務のほうにも支障が出てくるのかなといった肌感覚は持っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 最終的に何台減らす意向があるかどうかという質問だったんですが、恐らく減らしていくという意思表示だろうと思って今聞きました。

質問の中でちょっと気になるところで質問したところで抜けがあったんですけども、業務において公用車の使い方なんですけれども、業務において使用する車というのは公用車に限られるのか、公用車が足りないときは私用車も使うのか、あるいは便宜的に使いやすいから私用車を使うこともあるのか、その辺の車の運用の仕方というのはどうなっているのかなというのはちょっと気になったのでお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 町のほうでの運転管理規程というのはございまして、公用車の運転管理規程では公用車以外の自動車等の公務上の使用というのは原則禁止とはなっておりますが、「緊急上やむを得ない場合であったり、その他の事情があるときはこの限りではない」という規定も設けております。その規定を受けて自家用車を公用車扱

いとして運行させる場合の運用規定というのも設けておまして、それに基づいて公用車が使えない場合は私用車が使えるようにはなっておりますけれども、事前に私用車を公用車として使うための届け出というのが必要であるということと、あとは実際に出張で使うときには出張で使いますといった、そういった申請等が必要で、決裁をうけてから私用車を公用車として使うといった流れになっております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） よくわかりました。業務とはいえ、業務なんだから業務車両を使うべきだししゃくし定規に言うと言いやすいことなんですけれども、やっぱり私用車も使わざるを得ない場面というのは出てくるというのは十分理解できると思います。気になったのは、そこで運用がどうなっているかというところだったんですが、自分の意思で勝手に使うことができるのか、今の答弁だと届けをして公用として公用車扱いとして私用車を使うという説明でしたので、そこは十分理解できました。一つ安心いたしました。

だから、もう一つ、安全運転管理者についてですけれども、これも通常車両であれば、車検とか、定期点検等は義務づけられているので、それは当然やっていると思いますけれども、事業規模といいますか、所有台数に応じて安全管理者、あるいは副管理者というのを置くことは道交法で恐らく規定されていて、そこは守られているのかなというのが気になったのでお聞きしたんですけれども、答弁見えますと、町長部局でも1名、教育委員会でも1名、さらに副管理者もいるということで、適正人員が配置されているということでまずは健全な運用がされているのかなということで安心いたしました。

それから、引き続き答弁で公用車の点検整備は町内事業者で行うという答弁があったんですけれども、今回の件についての修理はなぜ盛岡で行われたのか、町内の業者で行われなかったのかというところをちょっとお聞かせください。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 聞くところによるとという他人事のような言い方であれですけれども、押さえているのはまずプジョーという車、震災で提供を受けていた車でございます。主な部分はエアコンの何か動きが悪いということで、何か町内の業者のほうに修理をお願いしたところ、町内の業者で修理できませんよみたいな、みたいなというか、修理ができないという回答だったために、それではどこにということでその販売所というか、そのプジョーを販売している盛岡のほうのプジョー盛岡でし

たかのほうに持って行って修理をしていただかなければならないという状況があったため盛岡の業者のほうに持っていったという状況でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） わかりました。修理場所がエアコンだということで、恐らくなかなか難しい部位なんじゃないかなというふうに認識しましたがけれども、町内の修理業者何社かに聞いてみたんですけれども、普通の修理であれば、部品は当然取り寄せになるんですけども、むしろ国産車のほうが構造が複雑で難しいですよと、外国の車というのは割と修理というのは部品さえあれば簡単ですよという言い方をされたんですけれども、エアコンだと確かに私もイメージできますけれども、難しいと思いますので、そういう背景があったのかなということで理解したいと思います。その際、盛岡で修理する際には持っていくときには誰か職員が持っていったのか、ディーラーが取りに来たのか、その辺を教えてください。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 修理に持っていった際は役場職員が現地までというか、修理をお願いする場所まで持って行ってございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） そこは取りには来てくれないんですね。取りに来て、終わったら届けてくれるという仕組みがある、あるいはそこまでサービスをしてくれればいろんな問題が起こらなかったのかなというふうに今さらながら思うんですけれども、そこはどうなんでしょう。盛岡の業者なのでやっぱり頼めないんでしょうか。取りに来てくれとか、届けてくれというのは。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 詳細まで済みません、把握し切れない部分がございますが、きっと頼みようによってはこちらのほうに取りに来てほしいというふうな頼みようによってはそういったことも可能だったかもしれません。ただ、今言ったとおり、それを受けてすぐにでも直したほうがいいのかということ職員が日程調整がついた職員が届けたというような状況だったのではというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） わかりました。移動距離も結構長いので、内陸となると、できるだけそういうリスクは避けたほうがいいのかというのが今回の一つの反省かなと思

います。次回からはその辺気をつけていただければと思います。

今回の件で改めてちょっと思ったのは、よく官公庁、場所によっていろいろあるんでしょうけれども、官公庁のトップが移動する場合、出張とかなんかで移動する場合には、運転手がついて移動するというケースもあるようですけれども、当町の場合はその運用基準というのはどうなっているのか。これは必ずしも町長だから必ず運転手をつけるべきだというつもりもないし、運転手がつくとなるとそれなりに費用負担も発生するだろうし、町長とはいえ、あるいは副町長とはいえ、普通の職員であり、人間であり、一般の人間と同じように車も長距離だって運転するし、そこに何の違いがあるんだという見方もあるんでしょうけれども、当町では、大槌町では町長、あるいは副町長が長い距離を移動する場合の運転の仕方、自分でやっていいのか、運転手をつけなければいけないのかという基準がもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 慶一議員、それは公務ということの話ですね。

○3番（佐々木慶一君） もちろん公務です。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 基本的に運用基準というか、そういったものは基本定めてはございませんが、ただ、基本的に公務で出張する際に基本的に例えば所属の例えば、例えばですよ、総務課の用務で出張しなければならない、町長にお願いしなければならないといった場合は、可能な限り随行という形でその職員がつく、例えば産業振興課の関係で出張となったときには産業振興課のほうで職員を随行ができるかどうかを確認した上でついて運転をしてもらって行かせるとか、そういった工夫、創意工夫はしているつもりでございます。ただ、場合によっては町長みずから運転していただいて、出張するということもあり得る状況になっている状況でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ここは非常に難しいところだと思いますので、理想から言えばやっぱり町長、副町長となると、運転手がついて、安全に運転すべきだろうなというのが理想だと思うんですけども、大槌町みたいに小さい規模の行政だとなかなかそうはいってもお金のかかることだしということもあるので、そこは改めて大槌町としてはこうするんだというのを決めておけばいいんだろうと思います。そこを改めて今すぐでは当然なくていいと思うので、決める必要があるのかなといふふうに感じました。

今回の件を受けての対応なんですけれども、答弁によりますと、職員全体を対象にし



た教育、再教育を行ったと、これは迅速に対応していただいたということで非常に評価できる場所だと思います。

さらに、ドライブレコーダーの設置なんですけれども、理想を言えばこれも全部74台の全ての車につけられればいいのでしょうかけれども、そこは予算の兼ね合いもあるだろうし、将来的に台数の見直しという話も出てくると思いますので、こういった考え方で、こういったステップで、こういった車を対象に設置していくのか、これは先ほどの74台だけではなくて、全部の119台を対象にしたときにスクールバス等の問題もあるでしょうから、その辺も含めてドライブレコーダーの設置の仕方の考え方というのをもしあればお聞かせください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） ドライブレコーダーの設置の今後の計画なんですけれども、今年度については出張によく使われるような車のほうをまずメインに整備を進めていきたいと思っております。大体28台ぐらいを今年度ドライブレコーダーをつけられればなというふうに考えております。残りの車につきましては、来年度以降というふうに考えております。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） スクールバスにつきましては、全部ついております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） わかりました。先ほど申しましたとおり、設置台数は多いほうがいいということと、将来を見据えた台数ということ考えると必要なところに順次つけていくんだろうなと思います。これは確実に少しずつでもよろしいので、進めていただければと思います。

続きまして、避難道の整備の状況についてお伺いしたいと思います。

まず、状況の確認なんですけれども、この話をまず出したのは、今の大槌稲荷神社の裏参道の道路の劣化状況がかなりひどいということで、私もしょっちゅう上ってはいるんですけれども、健常者が上るにしても路面も荒れていて危険を感じるような状況になっています。路面は皆さん上った方はもちろんわかると思いますけれども、路面については凹凸が激しくて、縁石についても崩れ落ちているような状況になっています。さらに路面自体がただ単にへこんでいるのではなくて、斜面に沿って全体が傾いているような感じさえ受けるようなかなりひどい状況になっています。崖下のほうもかなり急峻に

なっていて、長い年月をたつての風化だと思わすけれども、崩れが目についているという状況になっています。したがって、今路面の路盤の修理というレベルでは対応できない、それでは不十分な修理状況になるのではないかなというぐらゐかなり劣化が進んでおります。津波襲来の前にまず大きな地震が来たときに、あそこも下手すると崩れかねないんじゃないかなというふうな懸念さえ持たれるような状況になっています。このような状況から有事の際に避難行動でどのような状況が想定されるか、もしあそこ裏参道の道路状況を把握しておられる方で、もしあそこが崩れたらというのを想定して、どういうことが想定されるのかというのをお考えをお持ちの方であればお聞かせいただきたいと思わす。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 現在、指定避難場所の部分、こちらのほうの大槌稻荷神社さんについては、指定避難場所ということで町のほうで指定のほうをさせていただいてございます。私のほうも安渡地区、結構道路のほうがかなり変わっている状況等もございまして、3月の時点で避難訓練等もされているという状況、参加をさせていただいてはいるんですけれども、やはり神社の部分の道路の劣化の部分については、ちょっと確認のほうは若干詳しいところまでは見ていないんですけれども、やはり路面の凹凸等があるなという部分では確認のほうはさせていただいているという状況になってございます。ただ、崩れた際の部分については、やはり安心・安全な避難路の一応考え方もあるんですけれども、やはり答弁のほうにも書かせていただいた部分が一応ございまして、2つの点からちょっと検討していかなければならないのかなという部分がございます。1つは、神社という部分での宗教色があるところ、あともう一つが私道という部分での区分があるところということで、我々のほうといたしましてもその辺の部分をいろいろなところから御意見等も頂戴いたしながら、また、各市町村の部分の整備状況等も今ちょっと確認をさせていただいているというところでございます。いずれ本来そこだけではなくて、いろいろな避難所、あと避難場所に続く道路等々については、例えば林道等であれば随時パトロールをさせていただいているという部分はありますけれども、全部が全部、例えば指定避難所のほうに続いている私道の部分についてはまだ全部把握はできていない部分もちょっとございますので、そちらのほうも注視しながら全体的なものを見ながら検討をさせていただきたいということでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ありがとうございます。

今の答弁でまず2つの視点があると、1つは私道であるということで、公の資金の投入が難しくなっているのではないかということと、神社の敷地だということ、宗教色のあるところへの同じく公のお金を投入することの是非という、この2点だというふうに理解しましたけれども、まず、私道云々に関しては確かにもちろんあそこは私道ではあるんですけども、その前段に今お話ありましたとおり、大槌稲荷神社というのは大槌町で指定している緊急避難場所になっています。それはもう言うまでもないんですけども、この答弁にもありますように、「地震・津波の発生時における町民の安全確保の点から避難者が避難所まで安全に到達できるよう整備及び維持管理が必要だ」、まさにこのとおりだと思うんですね。私道ではあるんですけども、地域住民の避難場所として指定されている場所に行くための道路でもあるんですね。ですから、私道だから公の金は投入しないんだというのは、またちょっと見方が違って、逆に言うと見方を変えると私道ではあるんだけど、多くの住民が有事の際には必要とする避難道路なんだと、命を守るための道路なんだと、そこに公的なお金を投入することは問題ないんじゃないかなという見方もできると思うんですけども、そういう見方はできないんでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長、町当局でそういう事案に関する仕事をした課はございませんか。ないですか。危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 今、佐々木議員のほうから宗教色等の部分でのお話ということで、実は裁判等々でも結構出ている部分が一応ございます。一応判例のほうということで、私のほうでちょっと時間がない中でちょっと調べさせていただいた部分がございまして、やはり神社参道への改良工事の公金支出の憲法89条の適合性というところで、実際に裁判が起きている事案がございまして。その中にはやはり神社の参道としての使い方が参道のみだと、例えば宗教法人、神社に対して便益を供給するだけのものだというのであれば、法令法うまくないという形の判例が出てございますし、あと、一方ではやはり当然神社への参詣のために上っていく道路という形のほかにたまたまその神社のほうにつきましては、その周辺にうちが建ってまして、そしてそのところを通っていかねば先の方に田んぼ、耕作地があって、その耕作地に行けないというところが一応あったようです。そうしたものにつきましては、やはり公共性も認められるという道路の改良工事については、工事内容等著しく不相当と言えない限りにおいて

は裁量の範囲内では工事の部分については違法ではないのではないかと一部判例等も見受けられております。そういったものも含めながら検討をさせていただきたいというところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 宗教色の強いところへの投資という視点はちょっと次に聞こうと思ったんですが、まずは単純に神社という概念は外して私道にメスを入れる、そこに資金を投入するという見方ができるかどうかというところでお話ししたんですけども、次にもつながってくるので、今の答弁を受けて再度お伺いしたいと思いますけれども、今のお話であったように、神社の参道としてだけしか機能していないところへの投資は難しいだろうと、逆に言うと、後者にあったようなほかの住民側として必要な使い方があるんだと、そういう場合には平たく言えば公のお金を入れてもいいんだというふうに今聞こえたんですけども、そういう見方をしてもまさに避難道という見方をすると、避難するために、住民が避難するために、命を守るために必要な道路だというのがまさに適合するんじゃないかなと思いますけれども、そういう解釈でよろしいかどうかを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 私が今申し上げました判例の部分については、一判例という形になりますので、申しわけないんですけども、これ以外のもので結構いっぱい判例の部分が出てきているのがあるようでございます。その辺については私どもも専門的な知識等々持ち合わせていないという部分もございまして、例えば弁護士の先生方にも一応相談したり、そういったもので確認をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） わかりました。結構難しい問題だと思いますので、これはすぐに回答はいただけるとは私も今思っていないんですけども、確実に進めていただければなと思います。この辺の調査なり、議論なりは。そういう問題意識だけはちょっとこの場で共有したいなと思っています。

一方で、神社という性格のもの土地にもしかしたらお金を投入するかもしれないという見方をしたときに、きのうのおしゃっちの議論でもあったんですけども、この宗教色のあるところにお金を投入することの是非、きのうもあったんですけども、この

点にちょっと触れたいと思います。

大槌稻荷神社の裏参道というのは、裏参道の機能以外に今言ったように避難道としての機能もあると、裏参道本来の機能なのかもしれませんが、今、大槌では復興の過程において人口減少が進む中でどうにかして人をふやしていきたい、特に交流人口のほうにも力を入れていきたいということで、祭りを一つの切り口とした町内外へのPR活動に力を入れていると思います。大槌まつりという視点で見たときに、観光資源の少ない大槌においては町内外にPRできる大きな目玉がこのお祭りだと思っています。この祭りというのは、大槌町の活性化とか、あるいは観光誘客を図って交流人口、今言ったように、交流人口の一助となるし、さらに先ほど一般質問にもありました郷土芸能、伝承文化の一つの場でもあるわけですね。祭りというものが。そういった見方をしたときに、先ほどの祭りでも町長みずから先頭に立ってみこしを担いで祭りを盛り上げようという姿勢は大変いいことだと思って見ていましたけれども、町全体としても祭りというものには力を入れていくべきなんだろうなと思っています。そういう見方をしたときに、ちょっとこの後裏参道のほうの話につながりますけれども、祭りを観光資源として見たときに産業振興の視点で町としてはどのような介入の仕方を今やっているのか、これは危機管理というよりは産業振興のほうになるかと思えますけれども、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

毎年度予算におきましては、大槌まつりPR事業ということで250万円ほど、こちらにつきましては、PRということでございまして、要はポスターをつくったり、それからポスターはこれは内外に対して大槌町の祭りをPRすると、それから全戸に配布している順路、経路の御旅所の書かれた部分の案内、チラシ等を作成しております。町にとってこの大槌まつりは代々歴史がある大槌町のお祭りでございます、一つの町としては大きな観光資源だというふうに捉えて町としてもあくまでも観光のPRとしての一面で事業を展開しているということでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一議員、議長から申し上げます。ちょっと方向性が違ってきましたので、なるべくそれに近づく答弁の仕方をお願いいたします。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） その重要な観光資源だということですが、重要な観光資源を維持するためにもまず神社に上って、そのお祭りをしなければいけない。宵宮祭でもなん

でもそうなんですけれども、そのために必要なのが裏参道になってくるわけです。そういった意味でも町観光の維持のために裏参道に山車が上れるように、観光客ももしかしたらその道路を上れるようにという意味からも裏参道の整備というのは、そういった視点からも必要ではないかということをお願いして今の質問になっています。前段は防災の視点から避難道路としての位置づけという意味から広く住民に必要性がある道路整備だというふうに認識している。一方で、あの道路の使い方というのは、町観光、これからの町の観光の目玉になる祭りというものを維持していくためにもあの裏参道というのはぜひとも必要になってくる道路だという視点から、今このような質問をさせていただいております。

その場合に、神社の土地であるために政教分離に抵触するんじゃないかというようなお話もあるかと思っておりますけれども、今のような必要性があってもさらに、要するに住民の安全を守るためのものだ、あるいは町のこれからの活性化のために観光誘客をこれから活発にしていくためにも必要なものなんだと、そこを整備するための投資なんだという見方をしても、それでもなおかつその神社の敷地だということで資金投入ができないのかどうか、きのうのおしゃっち等の議論と若干つながってくるかもしれませんけれども、その辺の考え、町長もしお持ちでしたら。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） この質問があったとき、私どう答えようかなと私自身も考えていたんですが、何年前にも私も総務にいたあたりにも何かそういった話があって、そういったときに私もちょっと調べたときに、そのときは神社の参道であるということで公費を支出することは単に避難路だというだけでは、これは支出はできないだろうという私の調べた結果でした。日常生活的に皆さんが利用している生活道であれば、それは別だろうという話の結果だったような私が記憶しています。町が管理していない道路なものですから、それに公費を支出することは恣意的にならないように、そういったことで他市町村ではそういった要綱をつくってやっているところもあります。だから、その辺でそれはどういう考えでやっているのかもありますので、そういったものを参考に、そういったことができるかどうか検討はしたいというふうには思っております。ただ、公費の支出を受けるということは、逆に言えば、所有者は逆に今度は制限を受けるようなこととなります。その辺での理解も必要になってきます。例えば、公費支出することによって、閉めることはできない。日常的に開放して自由に通らせるようにしなければ

ならないといった制限も出てきます。そういったこともあって、所有者のほうからも理解をもらいながら、そういったことは進めていかなければならないということですので、あと、先ほど言いましたとおり他市町村でやっていることも参考にしながら、その辺は検討させていただきたいと、そういうふうに考えます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 重箱の隅をつつくような質問になるかもしれませんが、答弁書では「確かに路面の痛みがあるので、住民からの要請に従って穴埋め等の補修はしてきた」と、これってやっぱり住民が使うのに困っているんで、穴埋め補修とはいえ、公費にて恐らくやっているんだろうと思います。それと今回の議論と何が違うのかという、余りこういう議論はしたくないんですけども、小さなものだったらまあいいけれども、規模が大きくなるとだめなんだというふうにも聞こえないこともないんですけども、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かにその辺はあると思うんですが、前に公費で支出することはできないということで、何とかせめてそれだけでもという気持ちでやった部分で、その違いがどうかというような判断でやったものではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ちょっと納得感がないお答えなんですけれども、公費がだめだというのであれば、恐らく穴補修であろうが何であろうがだめなんだろうし、だめなほうを実はとりたいんじゃないかと、それはやっぱりそれで正しい行動だったんだろうなと私は思います。その拡大解釈じゃないですけども、同じ必要性であそこの参道、参道というか避難道としてもいいんですけども、そういう目を見たときにやっぱり住民にとって必要なものだから修理はしてもいいんじゃないかというふうに捉えております。今の答弁については納得感がないんですけども、もう一度じっくり考えていただければと、ほかの市町村でも、事例でもいいですし、法的な根拠でもいいので、調べていただければと思います。例えば神社仏閣に対して公費を投入することの是非の話をし出すといろいろグレーなところが恐らく出てくるんだろうと思います。大槌町のこれからの観光PRのために一つ蓬莱島を震災後2年たったあたりに購入したと思うんですけども、あそこには弁天神社というものがあります。神社を有する島を大槌町の財産として

購入しているわけですね。そういったグレーな部分がある。町のPRのために町の財産として第三者の手に渡るよりは町財産として大事に持っていこうという意味で購入の意思に働いたと思うんですけれども、それは恐らく正しいことだと思います。そこには実は弁天神社という宗教色の強いものがある。それとの整合性というのはどうなるのかとか、いろんな問題があると思いますので、今回の事例に関しては、まず基本は住民の安全を守るためにあそこの道はどうあるべきかというところに立ち返って考えるべきだと思うんですけれども、その蓬莱島の関係とか、今の稲荷神社の参道の関係とかというのを見たときにどういうふうに理解したらいいか、御答弁があればお願いします。

○議長（小松則明君） 避難者が逃げる道路ということで、答弁。町長。

○町長（平野公三君） たまたま今回の一般質問は、大槌稲荷神社という話でありました。今、佐々木慶一議員のほうから蓬莱島の話も出ました。さまざまに今回の神社とか、お寺等も含めてさまざまに修繕箇所があるというのは十分承知をしています。いろいろと防災面、または観光面という形で指摘されましたので、一つの視点に捉われるのではなく、全体としてもう一度見なければならぬだろうと思います。今、確実に蓬莱島のほうで島を買っております。その中でさまざまな祭りも行われていることは重々先ほど指摘のとおりでありますので、もう一度町としての考え方をしっかりまとめておく必要があるだろうと、その1点だけではなくてですね。現状をしっかりと捉えながら全体を見ながら町としての、先ほど副町長が話しましたとおり、他の市町村においてはそこを公費を入れて修繕をしているケースも実はあります。きちんと要綱なり規定を設けながら進めている状況も確認していますので、町の今の状況、例えば避難場所として指定をしながら、その状況はどうなっているのかということになりますので、今1つだけではなくて、町として避難場所になっていて、避難経路のどういう状況にあるのか、全体を見ながら、そしてまた町として防災面から、そして観光面から生活面からというようにいろいろな面で町としてどう向かっていくか、そういうのを整理して検討をきちんとしていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ぜひお願いしたいと思います。

ちょっとついでに言いますと、先ほど来、言葉の端々に出てきています。政教分離という視点だと思うんですけれども、あれってそもそも宗教の世界に公の投資が一切あってはならないというのが政教分離の思想ではないんだろうと思っています。きのうの議



論の中でも俊作議員の議論でもありましたけれども、政教分離のそもそもの考え方ということで、戦時中の神道色が強かったために、それに引きずられて宗教の自由が認められなかったという反省に立って宗教の自由を保障することを目的として、政治の権力が宗教の中に入らないようにという大きなくくりの中でつくられたのが政教分離であって、何でもかんでも宗教にかかわるところに公金を支出してはならないということではないんだらうと思います。今回の場合は特に町民の命を守るための道の整備ということで、非常に納得感の得られるものではないのかなと考えています。法を犯してまでこういうことをやるべきだとは言いません。法を犯してまで、人の命にかかわるものだから絶対やらなければいけないものだというつもりはなくて、法を順守した上でできることは何なのかということを考えていただきたいなというお願いでございます。まず、そのことが、参道を整備することが、参道というよりも避難道を整備することがまず必要なんだということを我々住民も行政当局も認識をすることはまず事の始まり、スタートなんだと思います。その上で障害になるものが何なのかということ排除していく、排除していく道を探ることが必要なんだらうなと思います。できない理由を一生懸命探すことではなくて、住民が望んでいて必要だと思うものについては、じゃあできるようにするにはどうしたらいいかという視点で見ていただければというふうに思いますけれども、何か御答弁あれば。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘のとおり、法を曲げてとか、破ってということはないということはもちろんそのとおりですので、やはり考えなければならぬのは、やはり住民の方々の安全・安心ということは第一に思っていますし、また生活をしっかりと支える部分もございますし、今御指摘のあった部分につきましては、しっかりと全体を見ながらということになります。大槌稲荷神社だけではなくて、吉里吉里についても小槌についてもいろいろとありますし、どういうことがあるのか、もしこれからということもありますので、それはしっかりと俯瞰した形でしっかりと内部で検討していきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） ぜひそのようにお願いしたいと思えます。

位置づけが町指定の避難場所だということを踏まえて、なおかつ住民が要望していて必要性もあると、恐らく誰もが認めるものだと思いますので、それを実行するにはどう

したらいいかという視点で取り組んでいただければと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を終結いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後 2 時 1 2 分